

関係各位

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

「基本的対策徹底期間」における対応について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

専門家の分析によると、都内の感染状況については、新規陽性者数が継続して減少し、改善傾向にあります。また、医療提供体制の状況についても、入院患者数と重症患者数が継続して減少するなど、通常医療との両立が可能になりつつあります。他方、専門家からは、ワクチン接種後も、基本的な感染防止対策を徹底する必要があるとの指摘がありました。

こうした状況を踏まえ、都は、令和3年10月21日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、10月24日をもってリバウンド防止措置期間を終了し、「基本的対策徹底期間」（10月25日から11月30日まで）に移行することを決定いたしました。

同期間における対応の概要は、①都民向けの協力依頼（「三つの密」の回避をはじめとする基本的な感染防止策徹底の協力依頼等）、②事業者向けの協力依頼等（飲食店等において、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とすることについての協力依頼、「TOKYOワクションアプリ」等の活用の推奨等）、③イベントの開催制限（人数上限や収容率等の規模要件に沿った開催要請等）等です。

なお、12月1日以降の対応については、別途決定し、改めてお知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【送付資料】**

令和3年10月21日付け「基本的対策徹底期間における対応」

**【参考資料】**

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年9月28日変更）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210928.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210928.pdf)

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。

# 基本的対策徹底期間における対応

---

令和3年10月21日  
東京都

# 1. 基本的対策徹底期間における対応

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年10月25日（月曜日）0時から11月30日（火曜日）24時まで

※12月1日（水曜日）以降の対応等の内容については、別途、決定

## (3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下のとおり対応

### ①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼
- ・帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼 等

### ②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策の徹底について、協力を依頼
- ・適切な感染防止策が講じられていることを前提に、必要な規模要件（人数上限・収容率）に応じた開催を要請 等

## 2. 都民向けの協力依頼

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼

# 3. 事業者向けの協力依頼等

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"><li>●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼する。大人数で同一テーブルを使用する場合には、感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」（11月1日以降）又は他の接種証明書等を活用することを推奨</li><li>・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼</li></ul></li></ul>
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"><li>●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼</li><li>・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼</li></ul></li><li>●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li></ul></li></ul>
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none"><li>●上記の店舗に共通の協力依頼<ul style="list-style-type: none"><li>・業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li></ul></li></ul>

# 3. 事業者向けの協力依頼等

## (2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>イベントを実施する場合、規模要件等に沿った施設の使用</b>を要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）（「3（3）イベントの開催制限」参照）</li> <li>● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li> <li>● 大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li> </ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

# 3. 事業者向けの協力依頼等

## (2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学 校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	●以下の事項を徹底するよう協力を依頼 ・基本的な感染防止策の実施 ・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起 ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること ・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	

## (3) イベントの開催制限 (令和3年10月31日(日) 0時から)

※10月25日～10月30日の取扱いは、9月28日公表のリバウンド防止措置期間の取扱いを参照

- イベント主催者等に対して、**規模要件等(人数上限・収容率等)**に沿った開催を要請(法第24条第9項)

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超～
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合(※2)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声での歓声、声援等が想定される場合(※2)	収容定員の半分まで可		

(大声での歓声等がないことを前提としうる場合) クラシック音楽、演劇等 (大声での歓声等が想定される場合) ロックコンサート、スポーツイベント等

※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m)を確保 ※2 実態に照らし、個別具体的に判断

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- 感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」(11月1日以降)又は他の接種証明書等の活用を推奨
- 業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

## (4) 職場への出勤等

- テレワークの活用や、人との接触を低減するための取組などを実施するよう協力を依頼